

2016年9月1日

刑事司法改革と共謀罪

関東学院大学名誉教授

足立 昌勝

1 今という時代の特徴＝驕れる者は久しからず―安倍政権の末路―

1) 昨年のパリ連続爆破事件と政府・与党の過剰反応

産経新聞を筆頭としたテロ対策法や共謀罪の必要性キャンペーン

2) 参議院選挙での与党勝利と安倍内閣

政策論争抜きでの与党勝利←安倍の個人的人気の依拠

安倍の誤解と信任なき政策の推進

すべてが信任されたという誤解

憲法改正

治安強化政策の推進→沖縄問題、原発問題

TPP 法案

臨時国会開会日をめぐって

自民党と官邸の対立→9月26日か13日か

2 刑事司法改革の今

1) 第一次刑事司法改革

裁判員裁判の導入

裁判員の量刑判断→被害者に同調する国民感情を基礎とした重罰化

公判前整理手続きの導入→争点整理の名の下での争う権利のはく奪

争点を知ってしまった裁判官

→自由心証主義の破壊

裁判期間の集中化→立証の不十分性

有罪心証に基づく裁判員裁判→マスコミ報道と裁判員

2) 第二次刑事司法改革

・村木事件による検察官や志布志事件による警察官の不祥事に起因したものでありながら、結果として捜査機関の焼け太りを容認→取調べの可視化の極端な制限

・盗聴の拡大と司法取引の導入

・盗聴の拡大→資料参照

盗聴の機械化→信用できない捜査機関への委任

室内盗聴への道

共謀罪導入への布石

・司法取引の導入→巻き込まれる人の人権侵害

治安的取締への道

公安警察的手法の容認

3 共謀罪から計画罪へ

1) 共謀罪制定の根拠

・パレルモ条約＝跨国組織犯罪条約の批准

条約上の義務→団体への参加罪か共謀罪の立法化

政府は、共謀罪の立法化を選択

今年6月現在187か国が批准

2) 多くの批判による挫折・民主党政権の誕生による永久(?) 廃案

- ・思想信条の自由を侵害
- ・近代刑法原則と矛盾
- ・警察監視社会の実現

3) バリ連続爆破事件とその後の世界情勢

4) 計画罪の登場

- ・政府は、「テロ等組織犯罪準備罪」と命名

テロ対策の一環だと主張

- ・法案によれば、テロ対策ではないことが明らか

- ・2006年6月の与野党協議による最終修正案をもととしていることは明らか

・犯罪構成要件は、「当該行為を実行するための組織により行われるもの遂行を二人以上で計画した者」→「計画罪」であって、「準備罪」ではない。

・「準備行為が行われたとき」という要件は、処罰条件であり、犯罪構成要件ではない。

- ・主体は、政府の説明とは異なり、重大犯罪に限定されていない。

組織的犯罪集団＝その結合関係の基礎としての共同の目的が死刑若しくは無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪又は別表第一（第一号を除く。）に掲げる罪を実行することにある団体

「死刑若しくは無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定めら

れている罪」は重大犯罪に限定されるものではなく、2003年当時の法務省説明によれば、609の犯罪が該当している。たぶん、重罰化が進んでいる現状ではもっと多いであろう。

5) 計画罪と盗聴法の改悪

- ・先取りとしての盗聴法改悪
- ・拡大された盗聴対象犯罪は、ほとんどがここに規定されて犯罪であり、この規定を実りあるものにするためには、当然のように盗聴が行われるであろう。
- ・室内盗聴の導入への布石